

中東呼吸器症候群（MERS）を疑う患者が受診した場合

MERS流行国※で患者又はラクダとの接触歴がある者は、検疫所による健康監視の対象です。通常は保健所が受診調整を行います。急変等によりMERSが疑われる患者が受診した際は、速やかに保健所へ連絡してください。

（別紙：MERS疑似症患者の定義を参考）

※1 流行国：中東地域の一部と定義

定義1に該当

定義2に該当

定義2の該当を疑う

神戸市保健所

- ・ 平日（午前8：45～午後5：30） ☎ 078-322-6789
- ・ 時間外・土日祝 ☎ 090-1240-0119（発生届専用電話）

※行政検査実施を判断します。検体回収、患者移送は神戸市保健所で調整します。

疑似症患者の届出
感染症指定医療機関に移送
積極的疫学調査

検査（①②並行して実施）

- ①神戸市健康科学研究所
- ②国立感染症研究所

検査

- ①神戸市健康科学研究所

陽性

陽性

検査材料

鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、
咽頭拭い液、喀痰、気道吸
引液、肺胞洗浄液

陽性

疑似症患者の届出
感染症指定医療機関に移送
積極的疫学調査

検査②国立感染症研究所

陽性

- ・ 患者（確定例）の届出をお願いします。
 - ・ 保健所では、積極的疫学調査や、接触者の健康観察、公表等を行います。引き続き、連携・ご協力をお願いいたします。
- ※陰性の場合は、疑似症の届け出を取り下げます。

※別紙 MERS疑似症患者の定義

定義1 患者が次のア又はイに該当し、かつ他の疾病であることが明らかでない場合

- ア. **38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状**を呈し、かつ臨床的又は放射線学的に**肺炎、ARDS等の肺病変**が疑われる者であって、**発症前14日以内**に流行国（※1）において、MERSであることが**確定した患者との接触歴**があるもの又は**ヒトコブラクダとの濃厚接触歴**（※2）があるもの
- イ. **発熱又は急性呼吸器症状**（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、**発症前14日以内**に、MERSであることが**確定した患者を診察、看護若しくは介護**していたもの、MERSであることが**確定した患者と同居**（当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。）していたもの又はMERSであることが**確定した患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接触れたもの**

定義2 届出基準における疑似症患者の定義を満たす者

患者が次のア、イ又はウに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない場合、中東呼吸器症候群への感染が疑われるので、中東呼吸器症候群を鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア. **38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状**を呈し、臨床的又は放射線学的に**肺炎、ARDSなどの実質性肺病変**が疑われる者であって、**発症前14日以内**にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域（※1）に**渡航又は居住**していたもの
- イ. **発熱を伴う急性呼吸器症状**（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、**発症前14日以内**にWHOの公表内容から中東呼吸器症候群の初発例の発生が確認されている地域において、**医療機関を受診若しくは訪問したものの、中東呼吸器症候群であることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴**があるもの
- ウ. **発熱又は急性呼吸器症状**（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、**発症前14日以内**に、中東呼吸器症候群が**疑われる患者を診察、看護若しくは介護**していたもの、中東呼吸器症候群が**疑われる患者と同居**していたもの又は中東呼吸器症候群が疑われる**患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れたもの**

※1 流行国：中東地域の一部

※2 ヒトコブラクダとの濃厚接触歴：ヒトコブラクダの鼻や口などとの接触や、ヒトコブラクダ生のミルクや非加熱の肉などの摂取

参考：厚生労働省健康局結核感染症課長通知「中東呼吸器症候群（MERS）の国内発生時の対応について」（平成29年7月7日付 健感発0707第2号）